

(案)

埼玉県公営企業建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 026大改第664号 上赤坂中継ポンプ所ゲートウェイ設備工事
- 2 工 事 場 所 さいたま市桜区大字宿地内
- 3 工 期 令和8年 月 日 から 令和11年2月28日 まで
- 4 工事を施工しない日 設定しない
工事を施工しない時間帯 設定しない
- 5 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 6 契約保証金 請負代金額の10分の1以上
- 7 前 払 金 令和8年度 金0円
(中間前払金 令和8年度 金0円)
前 払 金 令和9年度 金 円
(中間前払金 令和9年度 金 円)
前 払 金 令和10年度 金 円
(中間前払金 令和10年度 金 円)
- 8 部分払の請求回数 令和8年度 0回
令和9年度 回以内
令和10年度 回以内
- 9 その他特定条件
(1) 「この契約においては中間前金払は行わない。」又は
「約款第38条及び第42条の規定は適用しない。
ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。」
(2) 各年度の支払限度額
令和8年度 金0円
令和9年度 金 円
令和10年度 金 円

上記の工事について、発注者埼玉県と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

－ (A) 書面による契約の場合（電子契約の場合は削除すること） －

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

－ (B) 電子契約の場合（書面による契約の場合は削除すること） －

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的处理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

[注] (A)は書面による契約の場合に、(B)は電子契約の場合に使用する。

令和8年 月 日

埼玉県さいたま市桜区大字宿618

発注者 埼 玉 県

埼玉県大久保浄水場長 加藤 政寿 印

受注者 住 所

氏 名

印

[注] 電子契約の場合は押印不要。